

## 宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討支援業務 公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

### 第1 募集事項

- 1 委託業務名  
令和8年度 宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討支援業務
- 2 業務の目的  
別紙「宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討業務仕様書」のとおり
- 3 委託期間  
別紙「宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討業務仕様書」のとおり
- 4 業務内容  
別紙「宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討業務仕様書」のとおり

### 第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、単独の法人又は、任意に結成された2者以上の共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たしていることを要件とする。また、本要項第4の2参加表明書等の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

- 1 単独の法人が満たすべき要件
  - (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事業所等を置いていること。
  - (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は「仙台市有資格業者に対する指名停止要綱」（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
  - (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中でないこと。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続き中でないこと。
  - (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中若しくは破産手続き中でないこと。
  - (8) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- 2 共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件
  - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による一般競争入札への参加制限、又は「仙台市有資格業者に対する指名停止要綱」（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
  - (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中でないこと。
  - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続き中でないこと。
  - (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中若しくは破産手続き中でないこと。
  - (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。または現在の主たる事業所の所在市町村の市町村税を滞納していないこと。
- 3 共同企業体の構成員のうち 1 人以上が満たすべき要件
  - (1) 仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 仙台市内に本社（店）、支社（店）又は事業所等を置いていること。

### 第 3 スケジュール

令和 8 年 4 月 22 日（水）	公募開始
4 月 27 日（月）	質問票締め切り（4 月 28 日回答）
5 月 1 日（金）	参加表明書等提出締め切り
5 月 11 日（月）	提案書等提出締め切り
5 月 15 日（金）	プレゼンテーション審査
5 月 18 日（月）	審査結果通知（予定）
5 月 25 日（月）	契約締結及び業務開始
令和 9 年 3 月 31 日（水）	業務完了

### 第 4 応募手続

- 1 応募にあたっての質問及び回答
  - (1) 受付期限
 

令和 8 年 4 月 27 日（月）17 時まで
  - (2) 受付方法
    - (ア) 質問項目を質問票（様式第 1 号）に記載し、電子メールで下記担当あて提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
    - (イ) 電子メールの標題は、「宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討支援業務への質問」とすること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和8年4月28日（火）に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 共同提案体の構成員一覧（様式第4号）

・共同提案体として参加を表明する場合のみ提出すること

エ 同種業務・類似業務受注実績（様式第5号）

・これまでに受託した、本業務の類似業務の実績を説明する資料等を提出のこと

オ 市税の滞納がないことの証明書

・共同企業体の場合は、構成員全員分を提出すること

※または、現在の主たる事業所の所在市町村の市町村税を滞納していないことの証明書を提出すること。

カ 消費税及び地方消費税に関する証明書

・共同企業体の場合は、構成員全員分を提出すること

※所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

(2) 提出期限

アについては令和8年5月1日（金）17時まで、イからカまでは5月15日（金）のプレゼンテーション審査時に提出のこと。

(3) 提出方法

アについては電子メールで下記担当あて提出すること。イからカまではプレゼンテーション審査時に持参のこと。

(4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

（任意様式。Microsoft 社 PowerPoint または PDF、表紙を除き 10 スライド程度）

イ 本件業務見積書

（任意様式。消費税等を含むとともに、別紙「宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討業務仕様書」の「4 業務内容」記載の項目に沿った内訳を記載）

(2) 提出期限

令和8年5月11日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールで下記担当あて提出すること。

#### 4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

##### (1) 表紙

「法人名または共同企業体名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」  
「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること。

##### (2) 業務に対する認識

業務の趣旨や実施目的、海浜エリア全体及び宮城野区内各地区の現状・課題等に関する認識すること。

##### (3) 業務の全体計画

実施体制（組織・人員・役割等）及び実施スケジュールについて記載すること。

##### (4) 業務内容に係る提案（以下について具体的な提案を示すこと）

- ①海浜エリア全体及び宮城野区内各地区の活性化を進めるうえで参考となりうる事例とその理由
- ②全体調査（文献調査や先行事例調査等）や関係者に対する意見収集を行うことの意味・意義の説明とともに、実施にあたり重視すべき要素や考え方
- ③全体調査（文献調査や先行事例調査等）や関係者に対する意見収集の手法、また、実施後の結果に関する整理・集約手法や分析手法の案
- ④その他、本件業務の目的の達成に資する独自提案（任意）

#### 5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

#### 6 提出先

〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2丁目12番35号 宮城野区役所4階  
宮城野区まちづくり推進部地域力推進担当 中村・山田  
電話番号：022-291-2111（内線6180） FAX：022-291-2371  
メールアドレス：[tiikiriyoku\\_m@city.sendai.jp](mailto:tiikiriyoku_m@city.sendai.jp)

#### 7 業務説明会

本業務の公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。

### 第5 業務委託候補者の選考

## 1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

## 2 審査委員会での企画提案書の選考

### (1) 実施日(予定)

令和8年5月15日(金)午前 ※詳細は審査対象者に後日連絡する。

### (2) 実施会場(予定)

宮城野区役所4階第1会議室 ※詳細は審査対象者に後日連絡する。

### (3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき3名以内とする。

イ 1応募者あたりの持ち時間は、30分以内(説明20分、質疑応答10分)とする。

ウ プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

エ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

## 3 評価基準及び配点

次の審査基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行う。

(1) 各委員の採点に基づく得点を合算し、合計得点が最も高い応募者を受託候補者として選定する。(次に合計得点が高い者を次点とする。)

(2) 最高得点者がやむを得ない理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

(3) 評価点は1～5の5段階(5を最高点)とし、評価点に傾斜率を乗じることにより得点を算出する。

(4) (1)、(2)のいずれの場合においても、各審査委員の合計得点が6割に満たない者は、原則として受託候補者として特定しない。ただし、審査委員の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、受託候補者とすることができるものとする。

(5) 採点された評価の集計点が同点の場合の選定について

A) 各審査委員の評価で1位が多い者を優先する。

B) A)が同数の場合は、審査委員会委員長が高い評価をしたものを優先する。

	審査項目	評価の観点	傾斜率	配点
1	業務に対する認識	・本業務の目的や内容を十分に理解しているか。	×3	15
		・対象地域の特性や課題を十分に理解しているか。	×3	15
2	実施体制、スケジュール	・本業務を実施する能力、組織体制等であるか。	×2	10
		・業務のスケジュールが適切であるか。	×2	10
3	提案内容	・提案する事例とその説明が合理的か。	×2	10
		・全体調査や意見収集の重要性に関する認識は妥当なものか。	×2	10
		・意見収集の進め方は具体的かつ確実性があるものか。	×2	10
		・独自提案等も含め、現実的かつ有益な施策の検討につながる妥当なものか。	×2	10
4	見積金額	・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的かつ妥当な積算となっているか。	×2	10
		合計		100

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通である
2	やや不十分である
1	不十分である

※「評価点」に傾斜率を乗じたものが得点となる。

#### 4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に宮城野区まちづくり推進部地域力推進担当に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

#### 5 プロポーザル参加者が1者であった場合の措置

プロポーザル参加者が1者であってもプレゼンテーションを行うものとする。

#### 6 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて

公表する。

## 第6 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

## 第7 契約に関する事項

- 1 審査の結果、受託候補者に選定された者と契約内容について協議の上、随意契約を締結する。なお、受託候補者と契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- 2 契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容をそのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び委託料について、双方協議の上、業務委託上限額の範囲内で変更する場合がある。
- 3 仕様書（案）は本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。